

「S I Bを活用した認知症予防の取組等に係る調査」業務委託仕様書

1. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 「S I Bを活用した認知症予防の取組等に係る調査」業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和2年3月25日まで
- (3) 委託先の要件 本業務に係るS I B、認知症予防、自治体財政等に関する調査・分析を適切に行うことができる体制を構築し、本仕様書記載の内容を誠実に履行できる者

2. 本業務の目的

S I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）は、民間資金を活用して社会課題解決型の事業を実施し、その成果に応じて対価を支払うスキームである。認知症予防の取組にS I Bを活用することで、その取組の推進と行政コストの削減がともに図られる可能性があるものの、認知症予防は科学的知見が確立していない分野でもあり、S I Bの活用にあたり検討すべき課題は多いと考えられる。

本業務は、S I Bを活用した認知症予防の取組等にかかる調査を行い、これを市町等が導入する際の課題やその解消法等について明らかにすることを目的とする。

3. 対象業務

(1) S I Bを活用した認知症予防の取組に係る調査

先行事例等の調査を行い、市町等がS I Bを活用して認知症予防に取り組む際の課題やその解消法等について報告書にまとめる。なお、以下の点に留意して実施すること。

- ①先行事例として、調査先との日程調整等を行い、少なくとも次の地域・組織等への訪問調査を行うこと。
 - ア 福岡県福岡市（認知症予防にかかる事例）
 - イ 奈良県天理市（認知症予防にかかる事例）
 - ウ 広島県（がん検診にかかる事例）
 - エ 株式会社公文教育研究会（福岡市と天理市における学習療法の事例）
 - オ 経済産業省（S I Bにかかる全国の実例、国の取組）
- ②上記①に示した自治体等への訪問調査には委託者職員を同行させること。なお、委託者職員にかかる旅費については委託者が負担する。
- ③調査内容については、あらかじめ委託者職員と十分に協議すること。なお、少なくとも次の事項について、先行事例において決定された内容および理由、決定に際し複数の選択肢があった場合には他のものが選択されなかった理由等、検討過程も含めて詳細に調査を行うこと。
 - ア 削減される行政コストと支払うべき報酬の設定
 - イ 認知症予防の効果を図る指標の設定
 - ウ 指標と削減される行政コストとの関係
 - エ 自治体における予算要求の手法
 - オ 予算要求と評価実施の時期
- ④必要に応じ、有識者等の意見を求めること。

(2) 県内市町を対象とする導入意向等調査

県内市町を対象に、S I Bの認知度や、S I Bを活用した認知症予防の取組にかかる導入意向等に関する調査を行い、結果を報告書にまとめる。なお、以下の

点に留意して実施すること。

- ①あらかじめ委託者職員と十分協議の上、調査票を作成し、郵送により調査を行うこと。
- ②調査票の内容に関する市町からの質問については受託者が対応するものとする。
なお、S I Bに関する知識の少ない市町もあると考えられることから、市町からの質問には丁寧に対応すること。

4. 納品成果物について

(1) 成果品・納期等

成果品	納 期	納品場所
「S I Bを活用した認知症予防の取組に係る調査」報告書	令和2年3月25日(水)	三重県医療保健部長寿介護課
「S I Bを活用した認知症予防の取組に係る県内市町の導入意向等調査」報告書	令和2年3月25日(水)	三重県医療保健部長寿介護課

(2) 体裁等

- ア 成果品は、A4版・両面・左綴じとすること。
- イ 成果品はそれぞれ、納期までに、正副各1部、電子媒体1部（原則、Microsoft社Office形式とし、CD-Rに保存する。）を納品すること。
- ウ 成果品には、所有権及び著作権等が委託者に帰属する旨の表示をするものとする。

5. その他

- (1) 本仕様書に基づく業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
なお、個人情報を第三者へ開示、漏えいなど三重県個人情報保護条例に違反した場合、同条例第68条、第69条及び第72条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対しての罰則規定があるので留意すること。
- (2) 委託者職員からの委託業務に関する各種問い合わせに対応すること。
- (3) 委託業務内容に関する不明な事項については、全て委託者と協議すること。
- (4) 採択された企画提案の所有権は、委託者に帰属する。
- (5) 企画提案に要する経費については、企画提案コンペ参加者の負担とする。
- (6) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア. 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ. 委託者に報告すること。
 - エ. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (7) 受託者が(6)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。